

# 和歌山縣報

第千二百二十三號

明治四十四年十一月十五日

## ○告示

○和歌山縣告示第五百五十一號

明治四十四年  
十一月十五日

明治四十五年度吳鎮守府管内ニ於テ大約左記員數ノ海軍志願兵ヲ徵募セラルル志願ノ者ハ來ル十二月十日迄ニ願書ヲ所轄町村役場及郡市役所ヲ經テ當廳ニ差出スヘシ

但シ出願シ得ヘキ者ノ資格願書ノ記載方等ハ最寄町村役場又ハ郡市役所ニ就キ承合スヘシ確定人員ハ追テ告示ス

明治四十五年十一月十五日

和歌山縣知事 川村 竹治

水兵 軍樂生

木工 機關兵

看護 主厨

計

八九〇 一〇

一九 五五七

一〇

七九

一、五六五

○和歌山縣告示第三百九十二號

明治四十二年七月本縣告示第二百十八號染織講習會規程ニ依リ左記ノ通り染織講習會ヲ開設ス

明治四十四年十一月十五日

和歌山縣知事

川村 竹治

開會期日

開設場所

講習科目

十一月二十七ヨリ十二月十六日マデ

西牟婁郡南富田村

染色法、實習

一月廿七

和歌山縣

和歌山縣知事 川村竹治

和歌山縣告示第三百九十三號

左記ノ記ノ通定置漁業權ノ存續期間更新ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄ス

明治四十四年十一月十五日

明治四十四年十二月十七日免許第七二六號

一 釣築類漁業築

免許存續期間

明治四十四年十二月十七日ヨリ六ケ年

那賀郡上神野村大字三尾川  
漁業權者代表者 迎窪文松

和歌山縣告示第三百九十四號

左記ノ通定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄ス

明治四十四年十一月十五日

和歌山縣知事 川村竹治

免許年月日	免許番號	漁業種類及名稱	漁場ノ位置	漁獲物ノ種類	漁業時期	漁業權存續期間	條件又ハ制限	漁業權者代表者
四十四年十一月十四日	一〇〇	釣築類及大垣内堀ト全郡山崎	那賀郡小倉村大字滿屋村大字中島字川添トニ	鮎	自九月一日至十一月三十日	五ケ年	一 木石類方更テ支柱ト爲スヘカ 二 舟筏ノ通航上障害トナラサル 三 樓體備スヘシ 四 同一漁場ニ於テ同時ニ二個以 上ノ漁具ヲ射設スヘカラス 以內ニ違設物ヲ撤去スヘシ	那賀郡小倉村 大字滿屋 湯川嘉左衛門

和歌山縣告示第三百九十五號  
左記ノ定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄ス

明治四十四年十一月十五日

和歌山縣知事 川村 竹治

免許年月日	九四五	漁業ノ種類及名稱	那賀郡龍門村大字荒見字上川原ト全郡王子村大字井田字前島ト介	漁獲物ノ種類	魚	漁業ノ時期	自九月十一日至十一月三十日	漁業權ノ存続期間	五ヶ年	條件又ハ制限	一 本石類ヲ以テ支柱ト爲スヘカ 二 舟筏ノ通航上障害トナササル 三 同一漁場ニ於テ同時ニ二個以上ノ漁具ヲ敷設スヘカ 四 漁期終了シタルトキハ一週間以內ニ建設物ヲ撤去スヘシ	漁業權者代表者	那賀郡龍門村 大字荒見 直 吉 奥
-------	-----	----------	-------------------------------	--------	---	-------	---------------	----------	-----	--------	--	---------	-------------------------

○和歌山縣告示第三百九十六號

左記ノ通定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄ス

明治四十四年十一月十五日

和歌山縣知事 川村 竹治

免許年月日	九四六	漁業ノ種類及名稱	日高郡船着村大字原日浦字谷口ト全村大字三浦字井藤トニ介	漁獲物ノ種類	魚	漁業ノ時期	自九月十一日至十一月三十日	漁業權ノ存続期間	十ヶ年	條件又ハ制限	一 木石類ヲ以テ支柱ト爲スヘカ 二 舟筏ノ通航上障害トナササル 三 同一漁場ニ於テ同時ニ二個以上ノ漁具ヲ敷設スヘカ 四 漁期終了シタルトキハ一週間以內ニ建設物ヲ撤去スヘシ	漁業權者代表者	日高郡船着村 大字原日浦 赤松 仁藏
-------	-----	----------	-----------------------------	--------	---	-------	---------------	----------	-----	--------	--	---------	--------------------------

日 月 年 十 一 四 十 四	免 許 年 日	免 許 番 號	漁業ノ 種類及 名稱	漁場ノ 位置	漁獲 物ノ 種類	漁業 時期	漁業權 存續期 間	條件又ハ 制限	漁業權者
一〇〇	一〇〇	一〇〇	鮎築類 漁業類	海草部紀伊村大字小豆 島字田屋ト全村大字小 豆島中洲續字田屋トニ 介レル紀ノ川筋	鮎	自九月一 日至十月 十日及自 十一月十 一日至十 一月二十 一日	五 ヶ 年	一 木石類ヲ以テ支柱ト爲スヘカ ラス 二 舟筏ノ通航上障害トナラサル 様設備スヘシ 三 同一漁場ニ於テ同時ニ二個以 上ノ漁具ヲ敷設スヘカラス 四 漁期終了シタルトキハ一週間 以內ニ建設物ヲ撤去スヘシ	海草部紀伊村 大字小豆島 小溪藤太郎
全	全	九九九全	〇一〇〇 鮎築類 漁業類	日高郡船着村大字高津 尾字中深ト全村全大字 字小原トニ介レル日高 川筋榎木瀬	全	全	全	一 木石類ヲ以テ河川ヲ堰立ツヘ カラス 二 河岸ヲ堀鑿スヘカラス 三 舟筏ノ通航上障害トナラサル 様設備スヘシ 四 同一漁場ニ於テ同時ニ二個以 上ノ漁具ヲ敷設スヘカラス 五 漁期終了シタルトキハ一週間 以內ニ建設物ヲ撤去スヘシ	全郡全村大字 西原 宮路虎太郎
全	全	九九九全	〇一〇〇 鮎築類 漁業類	日高郡早蘇村大字平川 字上中津ト全郡船着村 大字船津字坂本トニ介レ ル日高川筋	全	全	全	一 木石類ヲ以テ河川ヲ堰立ツヘ カラス 二 河岸ヲ堀鑿スヘカラス 三 舟筏ノ通航上障害トナラサル 様設備スヘシ 四 同一漁場ニ於テ同時ニ二個以 上ノ漁具ヲ敷設スヘカラス 五 漁期終了シタルトキハ一週間 以內ニ建設物ヲ撤去スヘシ	全郡全村全大 字 三田兼吉
全	全	九九八全	〇一〇〇 鮎築類 漁業類	日高郡船着村大字船津 字西田ト全村全大字字 岡本トニ介レル日高川 筋	全	全	全	一 木石類ヲ以テ河川ヲ堰立ツヘ カラス 二 河岸ヲ堀鑿スヘカラス 三 舟筏ノ通航上障害トナラサル 様設備スヘシ 四 同一漁場ニ於テ同時ニ二個以 上ノ漁具ヲ敷設スヘカラス 五 漁期終了シタルトキハ一週間 以內ニ建設物ヲ撤去スヘシ	全郡全村全大 字 片山徳松

○和歌山縣告示第三百九十七號  
左記ノ通定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登録ス  
明治四十四年十一月十五日

和歌山縣知事 川村 竹治



○町村吏員ノ異動

○明治四十四年十一月十三日認可

海草郡中ノ島村助役

有田郡保田村長

日高郡龍神村有給村長

東牟婁郡新宮町長

中村甚之助

島津半

榎本惣治郎

遊木保太郎

東山書院

第一三三號

明治四十四年十一月十五日

(第三編 東山書院)

○ 觀 象

自十一月十日至十一月十二日氣象 (和歌山測候所觀測)

種 目	十一月十日		十一月十一日		十一月十二日	
	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年
平均氣壓	七四九・二	七六一・七	七五二・三	七六七・〇	七六〇・四	七六四・一
平均氣溫	一五度二	一二度六	一四度五	一二度三	一四度六	一五度六
最高氣溫	二〇度五	一七度七	一九度八	一八度三	一九度五	二二度〇
最低氣溫	一二度〇	七度五	八度七	七度六	一〇度四	八度八
最多風向	西	北	南々西	北	北西	南
平均風力	四米二	二米九	五米一	三米六	一米九	七米一
天 氣	雨後曇	半晴少雨	半晴	晴	晴	曇少雨
降水量	二・五 糎五	〇 糎七	一 糎五			二 糎六
記事雜象	午前降雨午前十時四方ノ強風吹キ北西ニ電雷發ス	午後時々降雨	正午并ニ午後二時南々西ノ強風吹キ黄昏降雨ス	曉間月環ヲ映ス	夜間月環ヲ映ス	晝間南寄ノ強風吹キ正午ニ午後二時雹降雨ス

明治四十四年十一月十四日印刷  
 明治四十四年十一月十五日發行  
 (每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行)

和歌山縣知事官

和歌山市北休賀町六番地 宗 七  
 印刷人 關 宗 七  
 印刷所 和歌山市北休賀町六番地 宗 七  
 活版部